

観光関連事業資金（令和7年4月1日現在）	
1. 目 的	北陸新幹線開業に伴い、観光消費の底上げに積極的に取り組む中小企業者に対し融資を行うことにより、市外からの観光客誘致の促進及び本市の観光の活性化を図ることを目的とする。
2. 融資対象者 (右のすべての条件を満たす必要があります。)	(1) 事業歴が1年以上ある中小企業者の方 (2) 次のいずれかに該当する方 ①市内に住所及び事業所のある個人の方 ②市内へ転入及び事業所を移転又は設置（※）する予定のある個人の方 ③市内に事業所のある法人の方 ④市内へ事業所を移転又は設置する予定のある法人の方 (3) 次のいずれかに該当する方 ①観光客誘致のため、地域の魅力を発信することを目的とした観光関連の事業を営む方 ②観光施設の新設、増改築、建替え、設備設置等の設備投資を行う方 (4) p.13「1. 融資対象者要件（共通）」の②～⑤を満たす方 ※ 設置とは、新設、増設、移設又は既存施設の取得（賃貸を含む）をいう。
3. 金 利 及 び 融 資 限 度 額	信用保証を付す場合 7年以内：1. 40% 10年以内：1. 90% 信用保証を付さない場合 7年以内：1. 60% 10年以内：2. 10% 3,000万円以内 （ただし、<u>国、県、市その他団体等からの補助金等の交付を見込んでいる場合は、当該補助金等を除いた額までとする。</u>）
4. 使 途 及 び 融 資 期 間	運転資金 7年以内(据置1年以内を含む。) 設備資金 10年以内(据置1年以内を含む。)
5. 信 用 保 証	必要により保証協会の保証を付すことができる。 保証制度名：福井市観光関連事業資金保証制度【一般保証枠】
6. 補 助 制 度	保証料補給 全額
7. 事 前 審 査	申請前に、市において本制度の融資対象となるかどうか判断します。審査には2日～1週間程度かかりますので、期間に十分余裕をもって申請ください。 <u>提出資料</u> ①観光関連事業計画書【2部】 ②設備投資の場合、見積り等の写し【2部】 ③既に助成金等の交付又は交付決定を受けている場合は、助成金額等が確認できる書類の写し【2部】 ④法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票の写し【1部】 ※①～④は審査後返却します。(①～③は1部返却)
8. 事 業 報 告	融資実行から概ね1年経過後に事業報告書（の提出が必要です。）

9. 必要書類	(1) 福井市中小企業者等融資申請書(様式第1号)【原本2部 写し1部】 (2) 直近の市税納税証明書(全税目)【原本1部 写し2部】 (3) 法人の場合は法人の登記事項証明書、個人の場合は住民票抄本 【原本1部 写し2部】 (4) 許認可証の写し(許認可を要する業種の場合のみ) 【2部】 (5) 直近の決算書の写し【2部】 (6) 設備資金の場合は、見積り等の写し【2部】 (7) 事前審査承認済みの下記書類(7.①、③)【原本1部 写し1部】 (8) 福井市中小企業者等融資制度利用者へのアンケート【原本1部】 (9) その他、市が必要と認めるもの 《注意事項》 ・市税納税証明書と法人の登記事項証明書、住民票等は必ず原本をお持ちください。(その場で確認して返却いたします。)
----------------	--

■観光関連事業資金Q & A

Q：どのような事業が対象になるのか？

A：具体的には次のような事業が対象になります。

- 古民家を改装して、観光客が宿泊できる民宿を営業したい
- 中心市街地の空き家を利用して、バックパッカーが宿泊できるゲストハウスに改装したい
- 経営している飲食店を、外国人観光客も来店しやすい外装に変えたい
- 観光客が来店時使用する駐車場に融雪装置を設置したい

Q：観光施設とはどのような施設か？

A：以下の施設を指します。

- 観光用の宿泊施設(ホテル、旅館、民宿 等)
- 温泉保養施設(温泉、公衆浴場 等)
- 休憩食事施設(ドライブイン、観光客向け飲食店 等)
- お土産品販売施設(観光土産品店 等)
- 野外活動施設(釣魚施設、キャンプ場、遊園施設 等)
- 体験、見学活動(製作体験、工場見学 等)
- その他、観光客の受入に資する施設